相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀二七二番地、最後の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵一一二番地七九老人保健施設若杉の里

被相続人　亡　村田　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

福岡市博多区中呉服町三番一〇号２Ｆ

相続財産管理人　江里口曜平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県武雄市東川登町大字永野七六九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　原田加惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七一七九番地

一　相続財産管理人　弁護士法人桑原法律事務所　同代表者代表社員　桑原　貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区出水三丁目一二番、最後の住所熊本県合志市須屋八八番地二三

被相続人　亡　村上　一也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

事務所熊本県合志市幾久富一七五八―二六七ひまわり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉井　秀広

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年四月二十八日

一、墳墓等所在地　大分県由布市挾間町朴木一〇二七

一、墳墓等の名称　敬心寺一切精霊位

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福島県会津若松市東山町湯川角仏沢六四三番地　正雲寺　代表役員　山本　無心

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のために無縁墳墓等を改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年四月二十八日

一、墳墓等所在地　名古屋市千種区堀割町二―一五

一、墳墓等の名称　宗教法人方等院　覚王山陵苑

一、区画番号、死亡者の本籍及び氏名　ＬＡ〇三―一三五、愛知県稲沢市小池二丁目九番地三　佐藤宏子、佐藤重光

一、改葬を行おうとする者　名古屋市千種区堀割町二―一五　宗教法人方等院　代表役員　野口　尚快

銭函風力発電事業及び松前北部風力発電事業に係る対象事業の引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本風力開発株式会社

代表取締役　塚脇　正幸

東京都港区西新橋一丁目四番一四号

二、対象事業の名称、種類及び規模

銭函風力発電事業

風力発電事業

出力　約三〇、〇〇〇キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、銭函風力発電事業の実施を銭函ウィンドファーム合同会社へ、松前北部風力発電事業の実施を松前ウィンドファーム合同会社へ、それぞれ引継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（銭函風力発電事業）

銭函ウィンドファーム合同会社

代表社員　一般社団法人

銭函松前持分管理法人

職務執行者　三品　貴仙

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

日本橋一丁目ビルディング

（松前北部風力発電事業）

松前ウィンドファーム合同会社

代表社員　一般社団法人

銭函松前持分管理法人

職務執行者　三品　貴仙

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

日本橋一丁目ビルディング

平成二十八年四月二十八日

東京都港区西新橋一丁目四番一四号

日本風力開発株式会社

代表取締役　塚脇　正幸

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

東京都墨田区千歳二丁目三番九号

三浦印刷株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　大橋　治泰

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

東京都品川区北品川五丁目九番十一号

本多通信工業株式会社

清算人　白石　亨

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十八日

東京都新宿区新宿一丁目二六番六号

全国住宅地開発厚生年金基金

代表清算人　小山　芳樹

第34期決算公告

平成28年3月25日

埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目36番地

ホシザキ北関東株式会社

代表取締役　尾崎　司

貸借対照表の要旨　（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,424,660	流動負債	3,753,364
固定資産	562,966	（うち賞与引当金）	(154,778)
有形固定資産	254,416	固定負債	708,604
無形固定資産	534	（うち退職給付引当金）	(692,919)
投資その他の資産	308,017	株主資本	1,520,236
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,420,236
		利益準備金	10,759
		その他利益剰余金	1,409,477
		（うち当期純利益）	(264,217)
		評価・換算差額等	5,422
資産合計	5,987,626	負債・純資産合計	5,987,626